



Tax Whiz

マレーシア移転価格ガイドライン -
関連者間金融取引：グループ内融資



31 July 2026

KPMG in Malaysia

マレーシア移転価格ガイドライン - 関連者間金融取引：グループ内融資

2026年7月30日、マレーシア内国歳入庁 ("MIRB") は、グループ内金融取引に関する移転価格上の取扱いについての指針を示す「マレーシア移転価格ガイドライン - 関連者間金融取引：グループ内融資」（以下「本ガイドライン」）を公表しました。

本ガイドラインは、Malaysia Transfer Pricing Guidelines 2024 を補完するものであり、関連者間金融取引に関する MIRB の考え方や、今後の税務調査における重点的な確認事項を理解するうえで有益な内容となっています。

主要なポイント

1. 負債・資本分類の重要性

本ガイドラインは、グループ内融資を評価する際の最初のステップとして、当該借入が負債または資本のいずれに該当するかを評価することの重要性を強調しています。MIRB は、独立企業間取引に基づく利息を設定する前に、当該融資契約の経済的実体および当該借入が負債または資本のいずれの特性を有しているかを評価するとしています。

本ガイドラインでは、負債または資本の特性を評価するための詳細な判断基準が示されています。その内容は OECD の要請と概ね整合していますが、当該融資の会計上および税務上の取扱いを考慮することなど、追加的な要件も含まれています。さらに、本ガイドラインは、当該融資の経済的実体を評価するにあたり、借手の財務状況および信用リスクを検討する重要性を強調しています。

当該融資とされる取引が真正な融資としての特性を備えていない場合、MIRB は当該取引を借入ではなく資本拠出として再分類し、その結果、支払利息の損金算入が否認されるなど、追加的な税務リスクが生じる可能性があります。

2. グループ内融資の適切な分析と評価

本ガイドラインは、融資取引の経済的特性について、貸手および借手の双方の観点から分析する必要がある点を強調しています。貸手の観点からは、借手の信用力、両当事者を取り巻く経済環境、および資金の運用に関して現実的に取り得る選択肢を検討すべきとしており、借手の観点からは、経済環境や事業上の目的を踏まえ、各種資金調達手段の費用対効果を評価すべきとしています。

また、本ガイドラインは借手の信用力評価の重要性を強調しており、独立した信用格付機関による信用格付は、グループ内融資の独立企業間性を評価するうえで有用な指標となり得るとしています。信用格付を移転価格分析に用いる場合には、借手の信用プロフィールおよび対象融資の双方について、同等の条件下で比較が行うことが不可欠です。

納税者は、信用格付評価に関する明確かつ包括的な文書を、移転価格文書として適切に整備・保管する必要があります。

さらに、本ガイドラインは、多国籍企業グループの一員であることが借手の借入条件に影響を与えることを認識しています。このようなグループによる支援効果は借手の信用格付を向上させ、借入コストを低下させる可能性があるものの、追加的な対価の支払いや移転価格調整を要するものではないとしています。

3. 比較可能性分析

取引を適切に分析・評価したうえで、納税者は独立企業間利率を算定するための最も適切な方法を選択しなければなりません。本ガイドラインでは以下の価格設定アプローチが示されています。

利率設定方法	概要
独立価格比準法 (CUP 法)	グループ内融資の独立企業間利率は、借手の信用格付、融資固有の条件やその他の比較可能性要因を含む、当該取引の事実および状況に基づいて決定します。 検証対象となる融資取引の独立企業間利率は、例えば以下との比較により検証することができます。 - 公開されている比較可能な融資データ - 社債発行、第三者借入、預金、転換社債またはコマーシャルペーパー等の金融取引 - 納税者またはそのグループ企業が実施する独立した金融機関等からの借入 これらを利用する場合には、必要に応じて適切な比較可能性調整を行う必要があります。
資金調達コスト法	資金調達コストとは、貸し手が融資原資を調達する際に負担する費用全般を意味し、資金の借入費用、ローンの組成および管理・回収に係る費用に加え、ローンに伴うリスクを反映したプレミアムや、当該融資を支えるために必要となる追加的な自己資本コストを含む適正な利益マージンが含まれます。 ローンの利率設定は、貸手および借手双方の観点を考慮しなければなりません。資金調達コスト法の適用は、市場環境を踏まえて評価されるべきであり、貸手の資金調達コストのみを単独で見るときではなく、借手にとって現実的に利用可能な選択肢についても評価しなければなりません。 資金調達コスト法は、資金が第三者から調達され、その資金が最終借り手に供与されるまでに、関連会社を介した複数段階の貸付として転貸されるような状況において、金利の算定方法としてより適切である場合があります。このようなケースにおいて、中間会社が代理機能または仲介機能のみを果たしている場合には、独立企業間価格は金融マージン全体ではなく、当該代理または仲介機能に関連するコストとリスクのみを反映すべきです。

資金調達コストの算定に当たっては、借入による調達資金と、利益剰余金などの内部資金とを区別する必要があります。外部調達資金のコストは通常、借入利率により客観的に把握することができます。一方、内部資金については、他の投資機会に充当した場合に得られたであろう収益を考慮した機会費用を認識すべきであり、例えば当該資金を定期預金等に運用した場合に得られたであろう収益が、その機会費用に該当します。

簡便法

納税者の事務負担を軽減するため、MIRB はグループ内融資の独立企業間利率を決定するための簡便法を導入しました。簡便法では、移転価格ベンチマーク分析を実施することなく、マレーシア中央銀行が公表する以下のいずれかを選択してグループ内融資の利率設定を行うことができます。

- 預金金利
- 平均貸出金利

ただし、簡便法を採用する場合、課税年度におけるグループ内融資残高が 5,000 万リンギット以下であることや借入通貨がリンギットであることなど、一定の要件を満たす必要があります。さらに、簡便法は、グループ内融資が第三者または関連会社から調達された資金を中間会社が受け取り、それを最終借り手へ転貸するような取引には適用されないことに留意が必要です。

4. 文書化要件の厳格化

本ガイドラインは、グループ内融資に関するサポート資料として、ローン契約書、信用評価資料、比較可能性分析および採用した価格設定手法を裏付ける証拠を保持することを求めています。

また、納税者のコンプライアンス負担を軽減する観点から、本ガイドラインでは、簡便法以外の最適な移転価格算定手法により算定された独立企業間利率については、前提となる事実関係および経済状況に重要な変更がない限り、3 年ごとに見直しを実施すれば足りるとしています。

なお、簡便法を採用する場合は、適格性を証明するために以下の文書を保持する必要があります。

- a) 契約書の写し
- b) グループ内融資の原資が自社内部資金であることの確認
- c) 通貨、金額および貸付条件の確認
- d) 当該企業が借入・貸付業を営んでいないことの確認
- e) 当該借入がマレーシア・リンギット建てであり、借入金額が規定値を超えていないことの証明
- f) 適用利率（預金金利または平均貸出金利）がマレーシア中央銀行または MIRB ウェブサイトの公表値に基づいていることの証明

納税者が実施すべきこと

既存のグループ内金融取引を有する納税者は、以下の点を検討する必要があります。

- 現在のグループ内融資について、実質的には負債ではなく資本とみなされるリスクがないかレビューすること
- 借り手の信用力分析が十分に文書化されているかを評価すること
- 新たに導入された簡便法の適用要件を満たしているかを検討すること
- 既存の金融取引に係る移転価格のサポート資料を更新すること
- 適用している金利の妥当性を裏付けるための同時文書化が適切に整備されているかを確認すること

本ガイドラインは、グループ内融資に関する独立企業間価格の検討において、納税者にとって有用な指針と明確性を提供するものであり、歓迎すべき進展といえます。今後は、MIRB から関連者間金融取引の他の論点についても、さらなる実務指針が公表されることが期待されます。

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +603 7721 3388
Fax: +604 238 2299
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +603 7721 3388
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +603 7721 3388
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +603 7721 3388
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +603 7721 3388
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



www.kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.